

令和 7 年度第 4 回福生市地域福祉推進委員会会議要録

日時	令和 7 年 9 月 24 日(水) 午後 1 時 30 分 ～ 午後 2 時 45 分
場所	もくせい会館 3 階 301・302 会議室
委員 出席者	田中 愛誠(会長)、吉野 通正、渡邊 彩、白石 良、笹本 みゆき、大河内 公夫、柿崎 ひとみ、高橋 和子、杉本 芳江、小川 肇、川口 修、大戸 規彰、北島 浩子、川口 貴枝、萬沢 明(副会長)、小川 恵子、半澤 比呂美、高山 浩之
事務局 出席者	田村福祉保健部長、峯尾社会福祉課長、高山障害福祉課長、神田介護福祉課長、井上福祉総務係長、金子福祉総務係主査、安東福祉総務係担当、大橋福祉総務係担当、大久保福祉総務係担当、菱沼障害福祉係長、三田相談支援係長、佐野相談支援係主査、小村高齢者支援係長、村社高齢者支援係主査、澤井介護保険係長、木村介護保険係主査

[事前配付資料]

- ・ 事前資料 1 第 7 期福生市地域福祉計画素案
- ・ 事前資料 2 令和 7 年度第 3 回福生市地域福祉推進委員会会議要録

[当日配付資料]

- ・ 資料 1－1 第 7 期福生市地域福祉計画素案の作成に当たって
- ・ 資料 1－2 第 7 期福生市地域福祉計画素案の概要について
- ・ 資料 2 障害者生活実態調査の概要について
- ・ 資料 3 高齢者生活実態調査の概要について

1 開会

事務局： 定刻となりましたので、ただいまから令和 7 年度第 4 回福生市地域福祉推進委員会を開会します。

本日は、波多野委員、三井田委員、田村委員、濱中委員が御都合により欠席をされる旨、事前に御連絡いただきました。

2 会長挨拶

～会長から挨拶～

3 議題

(1) 第 7 期福生市地域福祉計画について ア 素案について

会 長： 議題(1)「第 7 期福生市地域福祉計画について」の「ア 素案について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題(1)「第 7 期福生市地域福祉計画について」の「ア 素案について」の説明をします。

はじめに、令和 7 年度に策定をする第 7 期福生市地域福祉計画については、前回第 3

回の本委員会において、「骨子案」として全体の構成と計画の大まかな概要である総論の部分について承認をいただきました。本日は、その骨子案をもとに、内容を精査した上での修正や、新たに具体的な取組について施策として盛り込んだものを「素案」としてお示しました。この素案について、御審議、御承認をいただきたいと思います。

本日配布した資料1-1をお願いします。「第7期福生市地域福祉計画素案の作成に当たって」については、前回からの経過や今後のスケジュール等を記載しています。

「1. 素案作成までの経過」ですが、前回の本委員会で決定した「骨子案」の基本的な内容は変えずに内容の精査を行い、より分かりやすい計画となるよう、法令や上位計画との整合性を確認、必要な情報等を加筆修正しました。作業に当たっては、庁内各部署への調査や関係部署の担当者による会議で検討を重ねました。作業過程については、表のとおりです。資料1-2は素案の概要となっており、全体の構成と内容の概要を示したものとになっています。また、資料1-2の最後の2ページは、骨子案からの変更箇所の一覧を表にまとめたものです。

それでは、事前資料1「第7期福生市地域福祉計画素案」に沿って、骨子案からの主な変更箇所を中心に内容について説明いたします。

素案の2ページが、総論の第1章「1. 計画策定の背景と趣旨」です。骨子案では計画期間終了に伴い次期計画を策定する内容のみの記載でしたが、素案の作成に当たり、地域福祉に関わる社会情勢や課題とされている問題等の背景を追記し、骨子案より詳細な記載としました。

3ページからが、「2. 計画の位置づけ」です。各項目の変更はありませんが、「(2) 第7期福生市地域福祉計画に包含する計画について」は、本計画に含まれる各計画の概要、法的な位置づけ、本計画内での施策の推進を個々に記載する形に修正しています。また、福生市の最上位計画である福生市総合計画にて、計画における施策とSDGsの17のゴールの関連性を示していることを踏まえて、7ページから8ページの(6)に地域福祉計画とSDGsとの関係について新たに追加し、SDGsの17のゴールのうち、貧困、保健、教育、平和など8つのゴールの実現を見据えて、第7期計画に位置づける各施策の推進を図ることとする旨を記載しました。

続いて、10ページの「4. 策定の体制」ですが、こちらは計画策定に当たり令和6年度に実施した基礎調査、本委員会をはじめとした令和7年度に開催した会議、パブリックコメント等の詳細を記述する形に修正したほか、12ページには計画策定の体制を図示して追加しています。

13ページからが、第2章「福生市の地域福祉を取り巻く現状と課題」となり、各統計データや基礎調査の結果はそのままですが、市民意識や地域の実態は分かりやすく、課題設定はより明確になるよう、「1. 統計データに基づく福生市の現状」と「2. 基礎調査等から見る市民意識」をそれぞれの項目として分け、それを踏まえて49ページからの「3. 策定に関する課題」を抽出する形で再構成しました。また、51ページの課題(9)「情報の散在化・アクセシビリティの向上」は、骨子案の時点では「福祉情報の散在化」でしたが、福祉情報に限定せず、あらゆる情報のバリアフリー推進に係る課題として修正をしています。

続いて、52 ページからが第3章「計画の基本的な考え方」となります。この章では、地域福祉計画が目指す基本理念、基本目標を示し、さらに施策の体系を記載しています。52 ページが基本理念、57、58 ページがその実現に向けた基本目標及び施策の方向性を含めた体系図となります。骨子案からの変更点として、基本理念の実現のための重要な考え方となる「地域共生社会」に加え、55、56 ページに「バリアフリーとユニバーサルデザイン」「合理的配慮」の考え方を追記しました。バリアフリー推進計画を含めた計画とすることを踏まえ、これまでのバリアフリー推進計画に示されていた基本目標を推進の考え方として記載し、バリアフリーの推進が地域福祉の推進と一体であることを示しています。

58 ページの施策の体系図では、地域福祉計画に含まれる4つの計画の位置づけを括弧書きで示しています。「福生市重層的支援体制整備事業実施計画」については、3つの基本目標とは別に柱立てをし、3つの基本目標と共に基本理念の実現を目指すものとして位置づけました。これは、重層的支援体制整備事業の実施により目指す地域福祉推進のための体制づくりが、全ての基本目標に関わるという考えであるためです。「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯防止推進計画」については、基本目標2の施策の方向性（1）及び（2）に、それぞれ位置づけています。「福生市バリアフリー推進計画」については、現行の福生市バリアフリー推進計画で掲げる3つの基本目標である「心のバリアフリーの推進」、「施設等のバリアフリーの推進」、及び「情報のバリアフリーの推進」を、地域福祉計画の3つの基本目標の関連する部分にそれぞれ分けた形で位置づけています。具体的には、心のバリアフリーは基本目標1、施設等のバリアフリーは基本目標2、情報のバリアフリーは基本目標3の施策の方向性に含まれています。なお、基本目標2の施策の方向性の2番目「犯罪や非行から立ち直るための支援」及び基本目標3の施策の方向性の1番目「総合的な相談支援体制の充実」については、考え方を整理し、名称を変更し、記載のとおりとしました。

続いて、59 ページからが第4章「計画の推進体制」となります。

地域住民、関係機関、行政等が協力し、効果的に地域福祉を推進するための地域の範囲として「圏域」を設定し、各主体の役割を示した上で、計画の進捗管理方法を説明する、という流れとするため、項目の順序を入れ替えるとともに、61 ページに「自助・共助・互助・公助」の考え方を追加しています。

「2. 計画の進捗管理」については、「点検・評価」の部分で、施策の方向性ごとの「指標と目標値」により実施状況を確認することとしています。現行の計画では、計画内の「主な施策」の具体的な取組ごとに実績を点検・評価していました。この方法は、個別の取組の状況を細かに把握できるというメリットがありますが、計画に掲げる目標の達成状況の評価としては分かりづらいという課題がありました。各課における具体的な取組については、各個別計画等で適切に評価されていること、また、国の地域福祉計画の策定ガイドラインでは、数値目標を設けることが望ましいとされていることなどから、第7期計画では、基本目標に掲げる施策の方向性ごとに、具体的な取組を選定し、達成状況を測るための「指標」、また、計画期間終了までに達成すべき数値を「目標値」として設定し、その指標に係る取組を中心に進捗管理及び評価をすることとしています。

次に、63 ページの各論Ⅰ「重層的支援体制整備事業実施計画」について説明します。この各論Ⅰの部分は、骨子案ではタイトルのみとなっており、内容は今回の素案で初めてお示しすることから、構成及び概要について説明をします。

資料1-2の3ページをお願いします。計画の構成については、表に記載のとおり2つの章で構成しています。おおむね現行の重層的支援体制整備事業実施計画を踏襲していますが、地域福祉計画への掲載に当たり、法令に掲げる「盛り込むべき事項」を網羅しているか再度確認し、整理しました。

各論Ⅰの第1章では、重層的支援体制整備事業の5つの事業である①包括的相談支援、②参加支援及び③地域づくりに向けた支援の「3つの柱」と、④アウトリーチ等を通じた継続的支援及び⑤多機関協働による支援という「2つの機能」の内容と、各事業の提供体制、支援体制の構築における地域住民、関係機関、行政の役割、計画の基本方針などを示しています。

第2章では、5つの事業をもとに体制整備のための具体的な取組を大きく4つに分け、さらにその方向性と具体的な取組を記載しています。例えば、72 ページから73 ページでは、「1. 包括的相談支援体制の構築」という取組について、「(1) 包括的相談支援体制の強化」と「(2) 福祉総合相談窓口の設置」という2つの取組に細分し、それぞれの取組の方向性と、具体的な取組を記載しています。

このような内容で、各論Ⅰ全体を「福生市重層的支援体制整備事業実施計画」と位置づけ、地域共生社会の実現に向けた体制整備の推進を図るものとしています。

続いて、素案の81 ページからの「各論Ⅱ 基本施策」について説明します。

先ほど総論の内容でも触れたとおり、58 ページに施策の体系図を示しています。おおむね現行計画を踏襲する形の構成になりますが、各論Ⅱではこの基本目標及び施策の方向性ごとに、「今後の方向性」「各主体が取り組むこと」「指標と目標値」「主な施策」を記載する形で構成しています。

「指標と目標値」については、先ほど総論の説明で触れたとおり、第7期計画より新たに追加した内容で、基本目標に掲げる施策の方向性ごとに、具体的な取組を選定し、達成状況を測るための「指標」と、計画期間終了までに達成すべき数値を「目標値」として設定しました。

具体例として、93 ページをお願いします。基本目標2の施策の方向性「権利を守るための支援」の「指標と目標値」です。「成年後見センター福生の相談延べ件数」と「市民後見人登録者数」の2つを指標としており、計画最終年度である令和12年度の目標値を、記載のとおり設定しています。これらの指標の選定に当たっては、「今後の方向性」や庁内の意見聴取等の内容を踏まえ、施策の方向性を象徴する取組を精査しました。また、目標値の設定に当たっては、既に実施済みの事業については、直近数年の実績の推移を鑑み、数値を算出しました。

「主な施策」については、施策の各所管課への調査及びヒアリングの実施に伴い、新たに追加したものや、統合したものなどがあります。一例として、89 ページをお願いします。「主な施策」のナンバー4「認知症への理解の促進」は、「認知症基本法」が施行されたことを踏まえ、担当課と調整した結果、新たに追加したものです。このような形で

社会情勢等を踏まえ、施策そのものや、内容の全体的な見直しを行っています。

基本的にこのような構成で各基本目標、施策の方向性ごとに記載をしていますが、他の計画が含まれる部分については、主な施策の取組内容をより分かりやすいものとするため、94 ページにあるように、コラムや解説を挿入する形としています。また、バリアフリー推進計画を含む施策の方向性の箇所については、102 ページのように、「今後の方向性」のあとにバリアフリーの推進における福生市の考え方を別枠でそれぞれ記載する形としています。

最後に、116 ページからの資料編については、本委員会から市長への答申書の写しなど、今後作成されるものもあることから、本日の時点では掲載予定の項目のみとなっています。次回の答申案の際に完成版をお示しします。

素案の内容説明は以上となりますが、最後に委員の皆様へお願いです。素案については、ただいまの説明を踏まえ御協議をいただき、その上で素案の承認をいただきたく存じます。本日この場で全ての内容について御意見を頂戴することは難しいかと思しますので、大きく内容変更を伴わないような部分でも、何かお気づきの点がありましたら、本日の会議終了後、今月末までを目途に事務局まで御意見をお寄せいただきたいと思います。また、今後、答申案の作成に向けて、文言やレイアウトなどの軽微な修正を事務局にて行いたいと思いますので、御承諾いただきたいと思います。

議題（１）についての説明は以上です。

会 長： 承認を行うに当たって、確認したい点や御意見などあればお願いしたいと思います。

委 員： まずは素案の 101 ページに、「社会を明るくする運動とは」というコラムを入れていただき、ありがとうございます。「社会を明るくする運動」は運動の趣旨や内容が地域であまり浸透していないと感じておりますので、説明が入って良かったと思います。

昨今の自治会加入率の低下について、とても危機感を覚えています。自治会の中でもかなり工夫して加入促進を図ってはいますが、決め手になるものはありません。大きな集合住宅に住んでいる人は近所付き合いもあまりなく、加入されない方が多いのが実態です。21 ページのグラフを見ると、わずか4年で加入率は 35.14 パーセントから 30.66 パーセントになっています。共助ということでは、自治会の役割が非常に大きいと思いますが、自治会加入率の改善のための具体的な取組があれば教えていただきたいと思います。

事務局： 加入率の向上については、地域福祉の担い手としてもかなり重要なのですが、任意団体であるため具体的なインセンティブをつけることが難しいです。そのような中でも、いざという時のためであったり、地域の見守りであったり、地域のつながりの価値というものを説明して、御理解いただくことが重要であると考えております。

委 員： 災害が起こった時には、つながりがあって良かったという話も聞きますので、市として、自治会への期待をもう少しPRしていただきたいと思います。ボランティア活動ですし、意識が高い人でなければ活動自体を担わないと思いますので、難しいことは分かりますが、地域に対して絶えず呼びかけがあったほうが良いと思います。自分が窮地に陥ったら、自治会のつながりにありがたみを感じる側面もあると思いますが、そこに期待しても仕方ありませんので、そのような状況を想定した上での共助を、市として

も強調していただけるとありがたいです。

会 長： 御意見ありがとうございます。他に御意見、御質問はありますか。

委 員： 資料の 21 ページに「外国人住民割合の比較」がありますが、福生市に住んでいる方は皆さん肌で体感していると思います。福生市は、外国の方が住民の 1 割近くいるので、福祉の問題なのか、多文化共生なのかは分かりませんが、外国人に特化した項目が市独自にあっても良いのではないかと思います。

事務局： 外国人への対応については地域福祉計画の中の具体的な施策としてはございませんが、多文化共生を進めることは必要だと考えております。また、「情報のバリアフリー」ということでは、障害のある方だけではなく、外国人の方も含めて福祉的な視点で様々な情報提供を行うという側面はあると思います。今回の地域福祉計画素案の中では、110 ページの「行政が取り組むこと」に「外国人等に配慮した情報発信の充実」と盛り込んでいます。

委 員： ゴミの出し方や生活上での騒音などの問題が発生する原因は、ルールが分からないということだと思いますので、マイナス面での問題にならないよう丁寧に説明する窓口などがあればよいと思います。

事務局： 情報のバリアフリーについての具体的な施策としては、ホームページの多言語化や、広報紙の紙面をホームページで公開していますが、約 100 言語に自動翻訳して読んでいただけるように工夫しています。ゴミの出し方についてですが、スマートフォンのカメラ機能を利用してゴミを撮影し、その写真を福生市公式 LINE の「福生ごみナビ」に送信すると、捨て方を自動的に判別する機能があり、外国語にも対応しております。また、ゴミカレンダーの外国語版もございます。少しずつ言葉の壁を超えるように、これらのツールを使いながら、市からの情報を受け取れるように進めているところです。

会 長： 外国人に対する支援のネットワークも、外国人の生活の支援も非常に大切なことだと思いますので、福祉分野主体で進めるということではありませんが、事務局の方で他の行政計画等での調整をお願いしたいと思います。

委 員： 市としては心のバリアフリーについて、具体的にどのような取組を行っているか教えていただけますでしょうか。

事務局： 89 ページからが心のバリアフリーに関する主な施策の内容となります。外国人の話もありましたが、ここにも多文化共生とありますように、外国人の方に防災訓練に参加してもらうなど、担当課の方で進めております。一概にそれで全て解決するのは難しいですが、個々の取組を進めることによって、意識啓発の推進に取り組んでいきたいと考えています。

委 員： 障害があっても、外国人であっても、イベントに参加しやすいよう、イベントのチラシの記載内容には配慮していただければと思います。

事務局： 個々の取組の実施状況については、各部署で確認していきますので、今の御意見も含めて今後検討していくよう担当課に伝えたいと思います。

会 長： ありがとうございます。他に御意見等ありますか。

副会長： 64 ページから重層的支援体制整備事業について書かれていますが、具体的には 74 ページ以降の「地域福祉コーディネーターの配置と活用」で、地域福祉コーディネーターを

3名配置すると記載されており、その役割は非常に重要だと思います。75ページに、具体的な取組として6点述べられていますが、5点目には「アセスメント、支援プランの作成、支援の実施、終結の判断等について、支援関係機関と調整し決定を行う『重層的支援会議』の開催・運営を担います。」と、地域福祉コーディネーターの役割はかなり幅広くなっていますし、その他にもかなり関わっていく分野が広いので、3名体制で十分に実施できるのだろうかと思います。もしくは、計画の中でその後の年度に応じて、少しずつ配置を増やしていくのか、何か計画があれば教えていただきたいです。

事務局： 地域福祉コーディネーターは、現在、市の窓口には2名、福生市社会福祉協議会には1名配置されております。主に、「参加支援」「地域づくりに向けた支援」として、地域の会議や関係機関との連絡調整、つなぎ先を増やすことをメインとした活動を行っているところです。重層的支援体制整備事業の対象となる人は、様々な背景を持っていて、どの制度の支援にもかからない方になります。現在、福祉分野の窓口としては、主に生活困窮分野の窓口があり、そちらで相談支援等を行っておりますが、そこで対応に困ってしまう案件は実際にはかなり少なく、ほぼ0件です。現状を踏まえると、当面は現在の体制で「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を固めていき、対応件数が増えてきた際に、人員を含めた体制について検討していきたいと考えております。

副会長： 92ページに「安心して住み続けられる地域づくり」と書いてありますが、福生市も高齢化率が年々高くなっていて、認知症の方も少しずつ増加している中で、単身高齢者や高齢夫婦も増えています。そのような中で、成年後見制度利用促進については現在福生市社会福祉協議会に委託して運営していますが、後見人のなり手として市民後見人が増えないと、成年後見制度の利用促進が成り立っていかないのではないかと思います。専門職以外の後見人のなり手をどのように増やしていくのかというところでは、福生市単独で実施することは難しいと思いますが、西多摩地域で動きがあると聞いています。その点について、もし分かることがあれば教えていただきたいと思います。以前は東京都が実施主体となり、市民後見人養成事業をやっていました。実際に、23区と3多摩で市民後見人の勉強をした方はいたのですが、実際に勉強した経験を市民後見人として発揮できる場があまりなかったこともあり、現在は東京都の養成事業は無くなっています。しかし、これだけ高齢者が増えてくると専門職の後見人だけでなく市民後見人も活躍していただきながら支援体制を作ることが求められています。今回の地域福祉計画の策定に当たり、市民後見人の養成について分かっていることがあれば教えてください。

事務局： 後見人等の担い手の確保についてですが、現状としては、市民後見人になるには、養成講座を受講し、登録をした上で実務経験を積み、市民後見人になっていただくという流れになっております。現時点では計画段階ですが、西多摩地区の市町村が合同で、令和9年度から市民後見人の養成講座を開始しようという話があります。ただ、現時点ではどれくらいの市町村から参加があるのかなどの不確定要素もあります。令和8年度には、まずは成年後見制度に関する講演会を実施した上で、令和9年度以降に市民後見人養成講座を実施するという方向で計画が進んでいる状況です。

副会長： 成年後見制度については、今ちょうど民法改正が検討されており、成年後見制度の運用について広範囲で見直されるという話もあります。見直しの具体的な内容としては、

必要な時に利用するというスポット利用や、死亡するまで受け持つのではなく、本人の状況に応じて途中で交代することを認めるなどが挙げられますが、特に重視されているのが、成年被後見人の意思決定支援の強化の部分でして、意思決定支援を重視した本人支援となりますと、成年後見人や市民後見人になった際、本人支援により時間がかかることになります。そのため、今後、現在福生市社会福祉協議会で受託している成年後見センター福生の体制で、成年後見制度の利用促進を行っていくことは、負担が大きくなるのではないかと考えられます。それから、単身高齢者や高齢夫婦の支援として、入院・入所の支援や、死後事務委任などの話が厚生労働省から出てきていますので、今後ますます、成年後見制度利用促進に関して、市に求められる役割が大きくなると思いますので、成年後見制度利用促進基本計画の中にはそのような視点も含めて盛り込んでいただきたいというのが私の希望です。

事務局： 93 ページの「指標と目標値」のところに、「市民後見人登録者数（人）」を設定しております。現状はまだ市民後見人の養成の実績はありませんが、目標値の部分をより増やしていけるように取り組んでいきたいと考えています。

会 長： 他にはいかがですか。

委 員： 民生委員は、地域の方の困りごとの相談があった場合は、市の担当部署につないでいます。近年高齢者が増えていますが、町会に入っていない人も多いです。今までは横のつながりで見守りもできていましたが、人数に限りもあるのでできなくなっていくと思います。昔から代々町会に入っていた方も、若い人に代わった時点で町会も抜けて、子ども会にも入らないという方が増えています。また、外国籍の方が本当に多くなっていて、日本語学校の学生さんも増えています。学校が終わった後どのような生活をしているのかも見えてきませんし、日本のルールを知らない方もいると思います。そのような現状もあり、地域における課題が複雑化していますので、行政と市民が一体となって対応し、また、見守りや相談など地域全体で支え合っていないと、高齢社会が進んだ状態においては大変なことになってしまうのではと感じています。困った時には市役所に相談するように伝えていきますので、地域住民が相談に来られた際は丁寧に対応していただき、福生市に住んでいて良かったと思ってもらえるように、長く福生市に住んでもらえるようにしていただければと思います。

事務局： 地域福祉の担い手として地域の方を位置づけている以上、町会加入率の低下は大きな課題だと思いますので、福祉分野だけでなく、他分野とも連携していかなければと考えています。

会 長： ありがとうございます。それでは、他に御意見等がなければ、地域福祉計画素案については、事前資料の内容で地域福祉推進委員会として御承認をいただきたいと思います。御異議はありませんか。

それでは、こちらで御承認をいただいたということで進めさせていただきます。何か気になる点があれば、会議終了後に事務局にお伝えいただければと思います。

（１） 第７期福生市地域福祉計画について イ 今後の予定について

会 長： 議題（１）「第７期福生市地域福祉計画について」の「イ 今後の予定について」の説

明をお願いします。

事務局： それでは、議題（１）「第７期福生市地域福祉計画について」の「イ 今後の予定について」の説明をします。資料１-１をお願いします。

４が計画策定までのスケジュールとなっております。はじめに、「（１）計画案の修正、答申」ですが、今回委員の皆様からお寄せいただいた素案に対する意見等をもとに、計画の修正等を行い、次回の第５回委員会にて答申案としてお示しします。委員の皆様は答申案の最終確認をしていただき、決定した計画案の内容を地域福祉推進委員会の意見として市長へ答申をする予定となっております。

次の、「（２）パブリックコメントの実施」になりますが、１２月から令和８年１月にかけて、計画案を公表し、パブリックコメントとして市民意見の募集を行います。このパブリックコメントで寄せられた意見については、その内容を踏まえ、計画の最終調整を行い、その結果についても公表を行います。

その後は「（３）計画の最終調整、策定」として、令和８年２月６日に第６回委員会の開催を予定しておりまして、パブリックコメントの内容や対応結果について委員の皆様へ御報告するとともに、最終の計画としての決定を行う予定です。

最後が「（４）計画の公表、実施」です。議会への報告等、所要の手続きを経て令和８年４月にホームページ等で計画を公表し、各施策に取り組むとともに、PDCAサイクルによる施策の進行管理・評価を行ってまいります。

今後の予定についての説明は以上です。

会 長： 御意見や御質問はありますか。

それでは、原案のと通りの予定で進めていくということでよろしくをお願いします。

続いて、議題（２）に進みたいと思います。

（２） 障害者生活実態調査について

会 長： 議題（２）「障害者生活実態調査について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、資料２「障害者生活実態調査の概要について」の説明をします。

１の調査実施の目的ですが、現計画の「福生市障害者計画・第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画」は、令和５年度に作成をし、計画期間が令和６年度から令和８年度となっています。そのため、計画期間が終了する令和８年度に実施する障害福祉計画の見直し、要望等の把握のため調査を実施します。

２の調査の種類及び対象者についてですが、障害者生活実態調査として「身体障害者及び難病患者」約２,０００人、「知的障害者」は約５００人、「精神障害者」は約７００人となっており、いずれも子ども（障害児）も含んでおります。

３の調査方法ですが、郵送により調査票を配布し、回収は郵送及びWEBによる回収とし、期間は今年の１１月～１２月を予定しております。

参考までに前回のアンケートの回収率を記載しております。

４の調査方針については、従前より、計画改定の前年度に「障害者生活実態調査」として、独自の調査票により実施してきました。前回調査の内容を基本としつつ、調査項目

については委託業者と調整し、調査項目を検討していきます。また、3の調査方法でも触れておりますが、令和7年度に実施する本調査では、回収率の向上のためWEB回答も新たに加えることとしました。

説明は以上です。

会 長： ありがとうございます。御意見等がありますか。

委 員： 視覚障害者は紙面が見えないので、回答するに当たっては事前に市へ連絡したら良いのでしょうか。

事務局： 市へ申し出ていただければ、回答のお手伝いができます。

会 長： こちらは全数調査ですか。サンプリング調査ですか。

事務局： 全数調査です。

会 長： 他に御意見がなければ、次に進みたいと思います。

（３） 高齢者生活実態調査について

会 長： 議題（３）「高齢者生活実態調査について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、資料３「高齢者生活実態調査について」の説明をします。

こちらの調査は、介護保険法第117条の規定により、令和8年度中に令和9年度から11年度までを計画期間とする「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画第10期」の策定を予定していますが、策定に当たって「（２）介護予防日常生活圏域ニーズ調査」「（３）在宅介護実態調査」の２種類の調査を実施します。

資料３の「（１）共通事項」の確認をお願いします。右側が令和7年度の調査となりますが、両調査とも調査期間は、令和7年11月10日から12月1日までの約20日間を予定しています。調査方法は、郵送での調査に加えて、今回はオンラインでの回答も予定しております。

「（２）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査内容は、要介護状態になる前の高齢者の生活や社会参加の状況を調査して、地域の抱える課題を把握することを目的としています。調査対象は、「65歳以上の市民の方」2000人、「要支援１・要支援２の認定を受けた市民の方」約500人を対象としております。

「（３）在宅介護実態調査」については、「在宅継続」「就労継続」などを主として、要介護者の客観的な状態を把握することを目的としております。調査対象者は、要介護１から要介護５の認定を受けた在宅の市民の方で、最大で1,500人を対象としております。設問内容は「被保険者が受けている介護の内容・頻度」、「主な介護者が抱える仕事と介護の両立への不安・悩みの実情」等を把握するもので、被保険者についてお願いするＡ票と、主な介護者についてお願いするＢ票から構成されており、全部で21問を予定しております。どちらの調査も、国から示される指針に、東京都の介護予防・フレイル予防推進支援センターからの追加設問依頼を受けて実施する調査となります。また、本日説明した調査内容については、今後一部変更となる可能性がありますので、御了承いただきたいと思います。説明は以上です。

会 長： ありがとうございます。御意見等がありますか。
特に御発言がありませんでしたので、御意見等は無しとします。
他に何かありますか。なければ議題は以上で終了となります。

4 その他

(1) 令和7年度第3回福生市地域福祉推進委員会会議要録について

事務局： それでは、次第4のその他に進みます。

事前資料2は、前回8月4日（月）に開催した第3回福生市地域福祉推進委員会の会議要録です。おおむね10月1日ごろ福生市ホームページで公開を予定しておりますので、お気づきの点があれば、後日でも構わないので御意見をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(2) 令和7年度第5回福生市地域福祉推進委員会の開催について

日 時： 令和7年10月22日（水）午後1時30分から

場 所： もくせい会館3階301・302 会議室

5 閉会

事務局： それでは、以上をもちまして、第4回福生市地域福祉推進委員会を終了します。

（午後2時45分 閉会）